

## 利用 5章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p><b>5. 5 利用</b></p> <p><b>5. 5. 1 水面</b></p> <p>(1) 水面の利用に関しては、秩序ある利用を実現するため、既存の淀川水面利用協議会等の組織を活用して以下の規制について検討、実施</p> <p>1) 水上オートバイの利用規制</p> <p>①淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区（淀川右岸1.7km付近）での利用に限定 しかし、将来的には摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市、守口市の水道水源に近く、水質調査の結果ではベンゼン、キシレン等の検出も確認されていることから上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討</p> <p>②滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（滋賀県条例第52号）との連携を図り、利用規制を検討し、規制区域を設定</p> <p>2) 船舶等の通航規制</p> <p>①淀川本川では、水上オートバイ、プレジャーポート等レジャー用 動力船の通航禁止区域及び通航制限区域の設定 ②滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」（滋賀県条例第55号）等による航行制限区域の変更を検討しているので、その策定については、河川管理者も積極的に参加</p> <p>(2) 瀬田川では、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等からなる瀬田川水辺利用者協議会（仮称）を設置し、既存の桟橋・係留施設の集約・共有化を検討</p> <p>(3) カヌーや手漕ぎボート等の利用のための、アプローチ整備の実施や堰等の横断工作物の改善を検討</p> <p><b>5. 5. 2 河川敷</b></p>	<p><b>5. 5 利用</b></p> <p><b>5. 5. 1 水面</b></p> <p>(1) 水面の利用に関しては、秩序ある利用を実現するため、既存の淀川水面利用協議会等の組織を活用して以下の規制について検討し、実施する</p> <p>1) 水上オートバイの利用規制</p> <p>① 淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区（淀川右岸1.7km付近）での利用に限定し、調査を継続する。 しかし、将来的には摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市及び守口市の水道水源に近く、水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、下流域の生物の生息・生育環境への影響を踏まえ、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。</p> <p>② 滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（平成14年滋賀県条例第52号）が制定されており、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題について関係機関と連携し調査する。</p> <p>2) 船舶等の通航規制</p> <p>①淀川本川では、水上オートバイやプレジャーポート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域を設定する。 ②滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」（昭和30年滋賀県条例第55号）等により適正に管理されることを支援する。</p> <p>(2) 瀬田川では、学識経験者、沿川自治体等関係機関及び地域住民等からなる瀬田川水辺利用者協議会（仮称）を設置し、既存の桟橋・係留施設の集約・共有化並びに水辺のあり方を検討する。</p> <p>(3) カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備の実施や堰等の横断工作物の改善を検討する。</p> <p><b>5. 5. 2 河川敷</b></p>	<p>自治体からの意見により、水質の現状を明確化した。</p>

## 利用 5章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>(1) 河川敷地占用許可施設            1) ゴルフ場、公園等占用施設            占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮しつつも、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等からなる河川利用委員会(仮称)を設置したうえ広く意見を聴き、個々の案件毎に判断</p> <p>①地域毎に河川利用委員会(仮称)を設置  <input type="radio"/> 設置単位            淀川本川            猪名川            宇治川            桂川            木津川下流            瀬田川            木津川上流野洲川            草津川</p> <p>2) 遊休施設等の対策            道路又は鉄道の橋梁、水道管・ガス管その他これらに類する施設、及び水門、橋門又は橋管等で遊休施設については、占用者と協議し除却等を措置。また、河川管理施設等構造令の基準に適合していない施設については占用者と協議し改善            (2)違法行為の対策年度毎に違法行為是正実施計画を立て実施</p> <p>(3) ホームレスへの対応            関係省庁、関係自治体と一体となった対策を推進</p> <p>(4) 迷惑行為の対策            年度毎に啓発活動実施計画を立て実施</p> <p>5. 5. 3 舟運            (1)大規模震災時における緊急輸送を目的とした船着場(柴島、海老江)整備を実施            (2)枚方までの航路維持を実施            (3)枚方より三川合流点までの航路確保を検討            (4)淀川大堰の閘門設置を検討            (5)既設の毛馬閘門については、大阪市内河川とのアクセス</p>	<p>(1) 河川敷地占用許可施設            1) ゴルフ場、公園等占用施設            占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、沿川自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会(仮称)を設置し、<u>地域住民等</u>から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。</p> <p>① 地域毎に河川保全利用委員会(仮称)を設置  <input type="radio"/> 設置単位            淀川本川            猪名川            宇治川            桂川            木津川下流            瀬田川            木津川上流            野洲川            草津川</p> <p>(2) 違法行為の対策            年度毎に違法行為是正実施計画を立て実施する。</p> <p>(3) ホームレスへの対応  <u>「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき関係自治体と一体となって河川敷地の適正な利用を図る。</u></p> <p>(4) 迷惑行為の対策            年度毎に啓発活動実施計画を立て実施する。</p> <p>5. 5. 3 舟運  <u>(1)河口から枚方および大塚船着き場までの安全な航路維持を実施する。</u>  <u>(2)枚方および大塚船着き場から三川合流点までの航路確保を検討する。検討に当たっては、河道内の航路の蛇行、ワンドの活用等、河川環境の修復を念頭に行う。</u></p>	

## 利用 5章

第1稿	第2稿(案)	備考
性の向上のため、航行可能時間や運用手法を検討	<p>(3) 淀川本川から直接海への通船が出来ないため、淀川大堰の閘門設置を検討する。</p> <p>(4) 既設の毛馬閘門については、大阪市内河川とのアクセス性の向上のため、航行可能時間や運用手法を検討する。</p> <p><b>5. 5. 4 渔業</b></p> <p>詳細は「5、2河川環境」に記載しているが、以下のような施策を実施することにより結果として、水産資源の保護につなげる。</p> <p>(1) 横断方向及び縦断方向の連続性の修復</p> <p>(2) 治水・利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大及び自然流況に近い流量が流れるように、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を検討する。</p> <p>(3) 河川の流入総負荷量管理や自治体、関係機関、住民とのデータの共有化及び水質事故対応等のため琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）の設立を検討する。</p> <p>(4) 土砂移動の連続性を確保するための方策を、山地流域から沿岸海域に至るまで総合的に検討する。</p>	委員会の指摘により、漁業について追記

## 維持管理 2章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p><b>2. 2. 4. 維持管理等</b></p> <p>水防は、治水機能を最大限に発揮することを目的としている。しかしながら、樋門など施設の増加に伴う操作員の人員不足、高齢化や会社勤務等による緊急時の操作の遅れなど、速やかな対応に懸念がある。</p> <p>洪水、高潮等による災害防止のための堰、排水機場、樋門、堤防、護岸等の河川管理施設の機能を確保するため、日常から、河川管理施設の操作・巡視点検を実施し、非常時においても速やかな復旧並びに維持補修対策を実施している。</p> <p>しかし、多くの施設は、1960年代に建設されているので、老朽化が進んでおり、多大な維持費を要している。</p> <p>堤防・護岸等においては、施工された時代及び、使用材料等により、堤防天端の亀裂、法面崩壊、護岸のひび割れ及び、陥没が発生している。</p> <p>一方、河道内においては、高木樹木の繁茂及び堆積土砂によって、治水に対する影響が生じているところがある。</p> <p>また、水と緑の貴重な空間として河川空間が注目され、年々利用者が増加している。</p> <p>しかしながら、河川への廃棄物の不法投棄が増加している。</p>	<p><b>2. 5. 維持管理</b></p> <p>洪水、高潮等による災害防止のための堰、排水機場、樋門、堤防、護岸等及び雨量・水位水質測定のための観測施設等や、水質改善のための河川浄化施設等の河川管理施設の機能を確保するため、日常から、河川管理施設の操作・巡視点検を実施し、非常時においても速やかな復旧並びに維持補修対策を実施している。</p> <p>しかし、多くの施設は、1960年代から1980年代に建設され、老朽化が進んでおり、その維持費が年々増加している。</p> <p>堤防・護岸等においては、施工された時代及び、使用材料等により、堤防天端の亀裂、法面崩壊、護岸のひび割れ及び、堤防内部の空洞化による陥没の発生が増加している。</p> <p>洪水時には、樋門等河川管理施設の操作を操作員により実施しているが、操作員の高齢化に伴う後継者不足や施設の増加に伴う新規操作員の確保が困難となっている。</p> <p>一方、河道内においては、高木樹木の繁茂及び堆積土砂によって、治水に対する影響が生じているところがある。</p> <p>なかでも堆積土砂は、船舶の航行にも影響を及ぼすこととなる。</p> <p>近年水と緑の貴重な空間として河川空間が注目され、年々利用者が増加している中で、歩行者等の移動に対して総合的に判断されている地区があり、その改善が望まれている。</p> <p>多くの地域住民の協力で清掃活動が年々増し、モラルが高まっているものの、一部の河川利用者によるゴミ投棄や流域からの流入ゴミに加え、家電製品や自動車などの廃棄物の不法投棄が増加している。</p> <p>また、河川区域内には河川管理施設以外に、取排水施設や構梁等の許可工作物が存在するが、その中には、すでに利用されていない施設や老朽化による強度不足のため河川管理上支障となっているものがある。</p>	<p><b>【全体】</b> 治水防災から、新たに項を設けた 観測施設と河川浄化施設を追記</p> <p>安全利用への課題を追記</p>

## 維持管理 4章

第1稿	第2稿	備考
<p><b>4. 3. 4. 維持管理等</b></p> <p>(1) 出水対策</p> <p>1) 水防</p> <p>洪水時における水防団等による水防活動を支援・強化するため、現地に即した搬入路整備や備蓄材の確保及び、迅速な水防活動や施設操作を行うために河川情報の共有化やシステムの構築を図る。</p> <p>(2) 河川管理施設の機能保持</p> <p>1) 堤防・護岸等</p> <p>堤防・護岸等の調査を行い損傷の程度により注意を要する箇所を順次、補修する。</p> <p>また、堤防を横断する工作物の空洞化調査を行い、必要な対策を行う。</p> <p>なお、堤防除草については、堤防点検を目的に、出水期前に除草を行う。</p> <p>2) 河川構造物等</p> <p>河川管理施設(水閘門・堰・排水機場・樋門等)</p> <p>老朽化施設の機能保全のため、計画的に対策を実施する。</p> <p>その際、各施設の補修コストを勘案して、補修・補強・更新等により施設の延命化を図る。</p> <p>また、歴史・文化的価値のある河川構造物等は、地域住民と連携して保全し、後世に伝承する。</p>	<p><b>4. 6. 維持管理</b></p> <p>(1) 河川管理施設の機能保持</p> <p><u>堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理を行うことにより、洪水・高潮等による災害の発生の防止や復旧を図る。</u></p> <p>1) 堤防・護岸</p> <p><u>堤防・護岸等の調査を行い損傷の程度に応じて順次、補修する。さらに、災害時の復旧活動や日常巡視活動を支えていくため、堤防天端からの活動が連続して行えるよう、災害時復旧活動・巡視の経路を確保していく。</u></p> <p>また、堤防を横断する工作物の空洞化調査を行い、必要な対策を行う。</p> <p><u>なお、点検により堤防の損傷を速やかに発見し補修することが重要であるため、除草により点検・巡視が容易に行われるよう、草の成長度合いに応じて、梅雨期や台風期の前に除草を実施する。</u></p> <p>2) 堤防・護岸以外の河川管理施設</p> <p>① 水閘門・堰・排水機場・樋門等</p> <p>老朽化施設の機能保全のため、計画的に対策を実施する。</p> <p>その際、各施設の補修コストを勘案して、補修・補強・更新等により施設の機能保全を図る。</p> <p>また、歴史・文化的価値のある河川構造物等は、地域住民と連携して保存し、後世に伝承する。</p> <p>② 観測施設</p> <p><u>正確な情報を迅速に把握する必要があり、このための日常の保守点検により、機能保全に努める。</u></p> <p>③ 河川浄化施設</p> <p><u>機器等の更新に際しては、施設管理費の縮減を図るとともに、施設の目的、浄化効果及び必要性等について検討するとともに、その結果によっては施設の見直しを図る。</u></p>	<p>【全体】 治水・防災から、新たに項を設けた。</p> <p>観測施設の維持管理を追記</p> <p>浄化施設の維持管理を追記</p>

## 維持管理 4章

第1稿	第2稿	備考
<p>(3) 許可工作物(橋梁・樋門等)</p> <p>1) 橋梁・樋門等 河川管理施設に準じた点検整備及び対策を必要に応じて施設管理者に指導する。</p> <p>2) 排水機場運用 出水時に於ける内水排水ポンプ場の運転については、下流に流量増をもたらすことから施設管理者を含めた関係機関による協議会を設立し運転調整を図る。</p> <p>(4) 河川区域の管理</p> <p>1) 樹木の伐採と管理 治水上支障となる河道内樹木については、繁茂の状況や河川環境の保全に配慮しつつ、災害防止の観点から樹木群の拡大防止等適正な対策を図る。</p> <p>2) 河道内堆積土砂等の管理 河道内堆積土砂の除去については、河床変動状況や河川管理施設等への影響及び河川環境への影響等から判断する。なお、その際コンクリート用骨材として利用可能な場合は、砂利採取の許可の検討を行う。</p> <p>3) 安全利用のための対策 安心して利用できる河川空間を目指すとともに、危険が内在する河川の自然性を踏まえた河川利用及び安全確保のあり方に関する情報提供と啓発を行う。</p> <p>4) 不法投棄の防止 「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくと共に、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。</p>	<p>(4) 河川管理施設の操作 河川管理施設の操作の安全性を図るため適切な点検整備を実施する。また、操作の迅速化や安全性の向上及びコスト縮減のため、遠隔操作などのIT技術を利用したシステムや施設等の集中管理センターの整備を促進する。</p> <p>(2) 許可工作物(橋梁・樋門等) 橋梁・樋門等 許可工作物については、河川管理施設に準じた点検整備及び対策を行うよう施設管理者に指導するとともに、利用されていない施設については、施設管理者に対し撤去を求める。</p> <p>(3) 河川区域の管理</p> <p>1) 樹木の伐採と管理 治水上支障となる河道内樹木については、繁茂の状況や河川環境の保全に配慮しつつ、災害防止の観点から樹木群の拡大防止等適正な対策を図る。</p> <p>2) 河道内堆積土砂等の管理 河道内堆積土砂の除去については、河床変動状況や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断する。なお、その際コンクリート用骨材として利用可能な場合は、砂利採取の許可の検討を行う。</p> <p>3) 安全利用のための対策 安心して利用できる河川空間を目指すとともに、危険が内在する河川の自然性を踏まえた河川利用及び安全確保のあり方に関する情報提供と啓発を関係機関、地域住民の協力を得て行う。 また、歩行者や自転車が堤防の天端や河川内を安全に連続して移動できない区間にについては、河川環境に配慮し小径の確保を図る。</p> <p>4) 河川内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策 「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくと共に、河川美化と環境保全のた</p>	住民からの要望により追記

## 維持管理 4章

第1稿	第2稿	備考
5)河川管理施設の操作 河川管理施設の操作の安全性を図るために適切な点検整備を実施する。また、操作の迅速化や安全性の向上のため、遠隔操作などのIT技術を利用したシステムや施設等の整備促進を図る。	めの維持管理に努める。	